

第2章 市町村の行財政の現状と見通し

1 市町村の現況

(1) 市町村数の変遷

本県の市町村数は、明治22年4月1日、市制町村制の施行時には10町144村であった。その後、昭和28年に町村合併促進法、昭和31年には新市町村建設促進法がそれぞれ施行され、これらの法律のもとで進められたいわゆる「昭和の大合併」などを経て市町村の数は市の増加と町村の減少という形で減少し、現在では10市20町17村の計47市町村となっている。

市町村数の推移（本県）

年月日	区分			備考
	市町村数	市	町村	
明治22年 4月 1日	154	0	154	市制町村制施行
昭和28年10月 1日	138	2	136	町村合併促進法施行
昭和31年 6月30日	90	5	85	新市町村建設促進法施行
昭和40年 3月29日	47	8	39	市町村の合併の特例に関する法律施行
平成12年 4月 1日	47	10	37	

(2) 人口と面積

本県の市町村の人口及び面積は、次のとおりである。

区分	人口（人）	面積（km ² ）	備考
			人口密度 （人/km ² ）
市町村計（本県）	1,449,146	3,691.09	392.61
市（10市）	1,041,079	722.67	1,440.60
町村（37町村）	408,067	2,968.42	137.47
1市町村あたり平均 （本県）	30,833	78.53	392.61
市	104,108	72.27	1,440.60
町村	11,029	80.23	137.47
1市町村あたり平均 （全国）	36,591	114.96	318.29
市（671市）	135,150	157.04	860.63
町村（2,558町村）	10,737	103.92	103.32

平成12年版全国市町村要覧より作成（東京23区等を含まない。）

（人口：平成12年3月31日現在の住民基本台帳による。面積：建設省国土地理院が公表した平成11年10月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調による。）

2 市町村の財政状況

(1) 決算の状況

平成11年度の市町村（普通会計）決算額は、歳入総額5,898億円、歳出総額5,713億円となっている。その決算規模及び伸率の推移は次表のとおりである。個々の市町村の決算収支について実質収支でみると、黒字団体が46（9市20町17村）、赤字団体が1（1市）となっている。

市町村の決算規模及び伸率（普通会計）

（単位：億円、％）

年 度	歳入決算額	歳出決算額	歳入伸率	歳出伸率
平成2年度	4,479	4,274	8.9	8.9
平成3年度	4,875	4,658	8.8	9.0
平成4年度	5,049	4,842	3.6	4.0
平成5年度	5,202	5,017	3.0	3.6
平成6年度	5,297	5,134	1.8	2.3
平成7年度	5,713	5,509	7.8	7.3
平成8年度	5,687	5,503	0.4	0.1
平成9年度	5,581	5,406	1.9	1.8
平成10年度	5,770	5,601	3.4	3.6
平成11年度	5,898	5,713	2.2	2.0

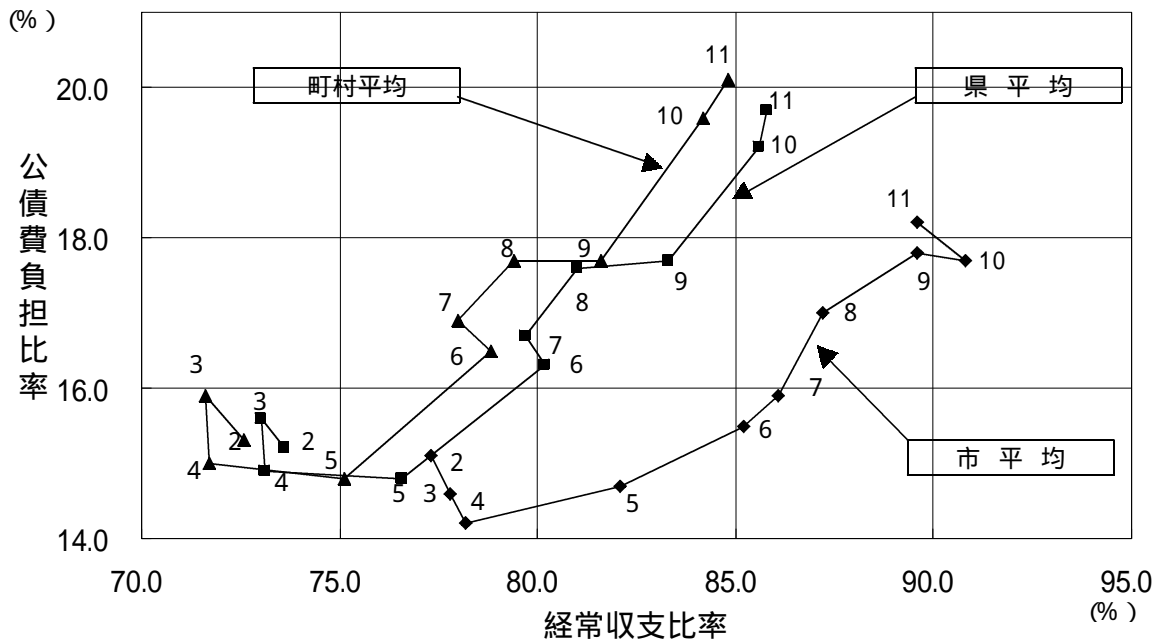
(2) 財政構造の状況

歳出のうち経常経費に充当された一般財源を歳入のうちの経常一般財源で除して得られる経常収支比率は、財政の弾力性等を判断する指標の一つとされている。市町村の平成11年度決算における経常収支比率は85.8％となっており、平成5年度以降、景気後退の影響等による市町村税等経常一般財源の伸び悩み等により上昇（市町村財政は硬直化）の傾向となっている。

また、公債費の状況を示す指標の一つとされている公債費負担比率は19.7％（平成11年度決算）となっており、これも、平成6年度以降、一般財源総額の伸び悩みや景気対策に係る普通建設事業に伴う地方債の増発等の影響もあり、上昇傾向にある。

市町村債の平成11年度末残高は、6,880億円となっており、その償還は将来の財政運営にとって大きな負担となっている。

公債費負担比率と経常収支比率の推移



注) グラフ内の数字は年度を表している。

(3) 財政の今後の見通し

今後の市町村財政は、自主的・主体的な活力ある地域づくり、介護保険をはじめとする少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備や災害に強い安全なまちづくり等の重要政策課題に対応していくため、市町村が担うべき役割とこれに伴う財政需要が増大するものと見込まれる。

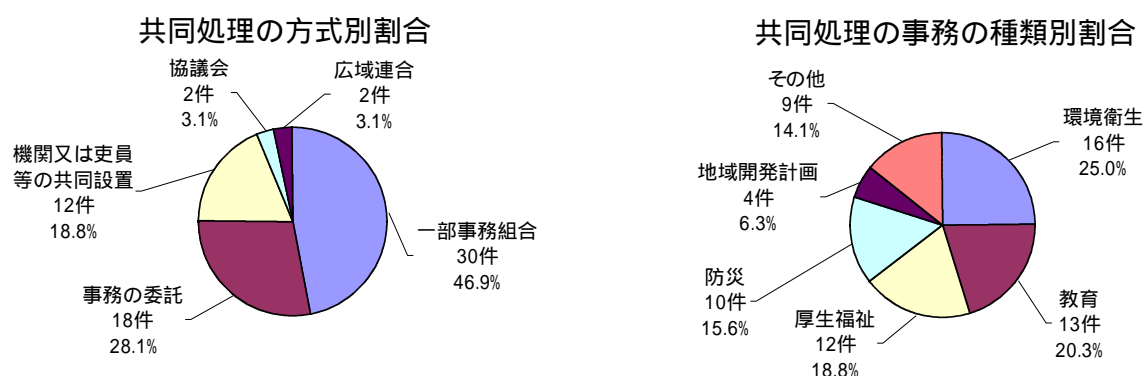
これらの役割に、市町村が的確に対応するため、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立する必要があり、行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めることが重要と考えられる。

3 地方分権と市町村

地方分権の推進が実行の段階を迎えるとともに、少子・高齢社会の到来等により、市町村においてはますます増大する役割を担い、行政サービスをより効果的に実施する必要が生じている。特に、住民に身近なサービスの提供は地域の責任ある選択によって決定されることが必要であり、各市町村の自主性や自立性及び創造性をこれまで以上に高めていくことが重要となっている。

4 市町村における広域的な事務の共同処理の状況

県内における市町村相互間の事務の共同処理は、広域連合や一部事務組合のほか、協議会、機関又は吏員等の共同設置、事務の委託など様々な方式で行われている。共同処理の総件数は64件であり、その概要は以下のとおりである。



(1) 広域連合、一部事務組合

広域連合

本県においては、「南和広域連合」（平成9年3月設置）と「桜井宇陀広域連合」（平成9年3月設置）が設置され、広域行政圏計画の策定、ふるさと市町村圏計画の策定・事業実施及び介護認定審査会の設置・運営等を行っている。

一部事務組合

本県においては、環境衛生で10組合、広域消防を行う防災で7組合、地域開発計画で3組合、第1次産業振興で3組合、厚生福祉で3組合、教育で1組合、その他3組合で合計30組合となっている。

(2) その他の共同処理

事務の共同処理については、広域連合、一部事務組合によるほか、事務の委託や機関又は吏員等の共同設置などによっても取り組まれている。

事務の委託については、例えば消防事務に関して、西吉野村の五條市への事務委託、下北山村及び上北山村の吉野広域行政組合への事務委託、ごみ処理に関して、月ヶ瀬村、都祁村、山添村、川西町、三宅町、田原本町の天理市への事務委託が行われている。

機関又は吏員等の共同設置については、例えば介護保険の要介護等の審査及び判定事務に関して、「天理市、月ヶ瀬村、都祁村、山添村」、「橿原市、高取町、明日香村」、「川西町、三宅町、田原本町」、「新庄町、当麻町、広陵町」においてそれぞれ介護認定審査会の共同設置が行われている。

(3) 広域市町村圏

交通・情報通信手段の発達に伴う日常社会生活圏の拡大が進む中で、市町村の区域を越えた広域的な行政需要に適切に対応するための行政の連携の枠組みとして、県内では広域市町村圏として6圏域が設定されており、圏域の創造的、一体的な振興整備を図っている。